

青森県

商工会報

発行所
青森県商工会連合会

編集
総務・人事担当
青森市新町二丁目8の26
(県火災共済会館五階)
TEL 017 734 8394(代)
FAX 017 773 7249

平成16年度・臨時総会 重点事業満場一致で可決

平成17年3月23日、青森県火災共済会館において平成16年度臨時総会が開催された。平成17年度は地域・会員にわかりやすい事業・組織運営をめざして、地域中小企業者、商工会の要望に機動力・創造力・実行力をもって望むとともに、県及び市町村の商工振興策に積極的に協力し、さらに全国連、東北・北海道商工会連合会と連携を強め、以下の4つを重点事業とすることを満場一致で承認し閉会した。

一、商工会の組織強化

①商工会合併の推進支援
「提案する商工会」を「提議する商工会」を指した積極的な取り組みを通して地域における地位の向上を図る。

②地域総合経済団体としての商工会の地位の向上
「提案する商工会」を指した積極的な取り組みを通して地域における地位の向上を図る。

③商工会等職員の資質の向上
役員員の資質向上による商工会のパワーアップ支援を行うとともに、さらには「人事評価システム」の効果的な運用を行い、より一層の資質向上を図る。

二、創業・経営革新支援の推進

①創業・経営革新支援の推進
地場産業の減少と中心商店街の衰退は地域の衰退に拍車をかけている。地域再生を図るためには、創業や経営革新に対するこれまで以上の支援策を強化する必要がある。中小企業新事業活動促進法(仮称)に基づく総合的

地場産業の減少と中心商店街の衰退は地域の衰退に拍車をかけている。地域再生を図るためには、創業や経営革新に対するこれまで以上の支援策を強化する必要がある。中小企業新事業活動促進法(仮称)に基づく総合的

三、販路開拓・取引拡大の支援

農林水産業者と商工業者が一体となり、県の推進する「攻めの農林水産業の推進」施策と連携を図りながら、商工会地域に点在する製品の融合を図り、新たな付加価値商品を開発し、商工会地域の

四、商工会会員福祉共済制度等の推進

①商工会貯蓄共済事業の推進
保有口数を会員の2倍を目標に新3カ年計画の2年目としてさらに積極的に商工会に対して加入促進を働きかける。また、共済事業推進に必要な知識の習得、情報交換のための連絡

②商工会会員福祉共済の推進
会議等を開催する。



平成17年度・通常総会

役員補充選任される

去る5月30日アラスカ会館において平成17年度通常総会が開催され、平成16年度事業報告並びに収支決算ほか全議案が承認され、役員補充選任については次の方が選任された。
理事 二本柳雄作(東通村商工会長)
理事 葛西 万博(青森県商工会青年部連合会長)



新役員(18名)体制決まる

去る、5月13日アラスカ会館において平成17年度通常総会が開催され、平成16年度事業報告並びに収支決算、平成17年度事業計画並びに収支予算ほか全議案が承認された。また、任期満了による役員改選が行われ、次の方々が選任された。

- 平成17年度 青森県商工会連合会会長表彰者御芳名
- 会長・葛西 万博 (中津・平賀町) 理事・八木澤 淳 (東郡・平内町)
- 副会長・戸沼 佳一 (北郡・市浦村)
- (西・つがる市・つがる市) 理事・鈴木 章悦 (上三・十和田湖町)
- 副会長・小山田和博 (上三・百石町) 理事・小川 和一 (上三・横浜町)
- 副会長・菊池 隆良 (三戸郡・五戸町) 理事・大槻 淳 (下北郡・東通村)
- 理事・藤田 剛 (東郡・今別町) 理事・中島 満 (下北郡・川内町)
- 理事・寺沢 正幸 (西・つがる市・深浦町) 理事・夏堀 剛充 (三戸郡・福地村)
- 理事・神 健司 (西・つがる市・鱈ヶ沢町) 理事・横道 広一 (三戸郡・階上町)
- 理事・石澤 貴幸 (中津・常盤村) 監事・小野 正範 (北郡・金木町)
- 理事・三上 篤 (中津・相馬村) 監事・能登谷 純 (東郡・平内町)

青森県商工会連合会会長表彰

- 一、役員功労者
- 市浦村商工会 中島英雄(副会長)、笹山禮次郎(副会長)、若山恭次(理事)
- 大間町商工会 小林康助(副会長)、長谷龍二(副会長)、筑田長豊(理事)、下山宣行(理事)、宮野成厚(理事)、田中淳一(理事)
- 名川町商工会 佐々木進副会長、板垣雅英(理事)、松尾健悦(理事)、高森茂雄(理事)、小田原勉(理事)
- 南郷商工会 中村和広理事、平脇勉(監事)
- 新郷村商工会 高橋敏(理事)
- 二、青年部・女性部功労者
- 上北町商工会 青年部 姥名勇(部長)、佐々木勝(常任委員)、谷内博英(常任委員)、沼尾進也(常任委員)、坂本広人(常任委員)、和田康志(常任委員)
- 上北町商工会 深堀信之(経営指導員)、名川町商工会 小田原美(経営指導員)、水梨(経営指導員)、青森県商工会連合会 高嶋弘行(経営指導員)、常盤村商工会 工藤福子(記帳専任職員)

平成17年度・県青連通常総会



マグロTシャツ姿で講演の島康子さん

3月25日、川内町商工会館で新市(むつ市)合併を記念したまちづくり講演会が開かれた。同講演会は川内町商工会(半田義秋会長)と脇野沢村商工会(滝本辰雄会長)、県商工会連合会下北支所が共催したもので、講師を務めたのは大間町のまちおこしグループ、あおぞら組組長の島康子さん。アテネオリンピック、もう一つの金メダル・マグロTシャツ」と題して講演、商工業者や一般住民など25人が島さんの講演に熱心に耳を傾けた。

アテネオリンピック柔道で見事銀メダルを獲得した、大間町出身の泉浩選手の活躍の陰には、あおぞら組の開催した、オリジナルマグロTシャツのサポートがあった。応援席から全世界にクローズアップされた、金色に輝くマグロTシャツ。地域からの情報発信で、一流の田舎を目指したいとがんばる島さんは、講演の中で「これからは都会の人達に対し、地域の誇りや心意気を買ってもらえる時代が来た。マグロTシャツを着てくれた人は大間町の広告塔になってくれている。これからモゲリラのまちづくり活動を通じて、小さな漁師町から風を興していきたい」と実践的まちづくりを強調した。

青森市から親子で参加した森岡朋子さんは「島さんの発想、バイタリティーには感動しました。又森岡さんの長女葵さん(13歳)と次女の真衣さん(12歳)姉妹も「お姉さんの話はすごくおもしろかったです」と笑顔で話していた。

五、添付書面：登記原因証明情報として当該会社の登記事項証明書となります。ただし、当該会社の本店が登記する不動産の管轄が同一の登記所である場合は添付を省略できます。代理人によるときは代理権限証書(委任状)が必要となります。六、登記免許税：不動産一個につき一、〇〇〇円となります。土地一筆と建物一個であれば二、〇〇〇円となります。

以上となりますが具体的に、青森地方事務局登記部門(〇一七-七七六一九〇四一)又は最寄りの法務局支局・出張所へお尋ねください。

新市合併記念 まちづくり講演会開催

3月25日、川内町商工会館で新市(むつ市)合併を記念したまちづくり講演会が開かれた。同講演会は川内町商工会(半田義秋会長)と脇野沢村商工会(滝本辰雄会長)、県商工会連合会下北支所が共催したもので、講師を務めたのは大間町のまちおこしグループ、あおぞら組組長の島康子さん。アテネオリンピック、もう一つの金メダル・マグロTシャツ」と題して講演、商工業者や一般住民など25人が島さんの講演に熱心に耳を傾けた。

Q 株式会社の本店の住所が変更になりました。昨年商業登記簿の変更手続きを教示いただきましたが、当会社が所有する土地・建物の不動産登記簿所有者の本店変更登記を申請する際の手続きについて説明して下さい。

一、登記の目的：登記名義人住所変更となります。二、登記原因：当該会社の本店移転により変更を生じたときは、変更後の本店移転があったその年月日が登記原因となります。三、変更後の事項：新本店の住所が登記事項となり、当該会社の商業登記簿に変更の旨が登記されており、商号欄の原簿及び年月日欄に記載されているその年月日及び原因となります。四、申請人：会社を代表する者(代表取締役)がその不動産を管轄する登記所に変更登記を申請しなければなりません。五、添付書面：登記原因証明情報として当該会社の登記事項証明書となります。ただし、当該会社の本店が登記する不動産の管轄が同一の登記所である場合は添付を省略できます。代理人によるときは代理権限証書(委任状)が必要となります。六、登記免許税：不動産一個につき一、〇〇〇円となります。土地一筆と建物一個であれば二、〇〇〇円となります。

アット法務Q&A 青森地方 法務局

商工会会員のみなさまへ

2004年度の業績は、生命保険業界を取り巻く環境が厳しいなか、会員のみなさまの深いご理解と幅広いご支援を賜り、総じて順調な結果を上げることができました。今後とも商工会とのパートナーシップを尊重し、会員のみなさまから最も信頼され、賞賛される生命保険会社を目指してまいります。

ジブラルタ生命保険株式会社
コールセンター 0120-372269
インターネットホームページ <http://www.gib-life.co.jp/>



ソルベンシー・マージン比率 **1162.4%**
逆ざや **ありません!**
基礎利益 **579億円**
リスク管理債権 貸付残高に対する比率 **0.74%**

おすすめします[中退共制度]

「退職金」は、労働者の退職後の生活を支えていくための大きな柱の一つとなっています。また、退職金制度があるということは企業にとって優秀な人材を確保し定着を促すとともに従業員からの信頼感を高めることにもなります。中退共制度(中小企業退職金共済制度)に加入すれば安全・確実しかも有利な退職金制度を手軽に準備することができます。

一 中退共制度の特色一
国の制度なので安全・確実・有利です。
適格退職年金制度からの移行先となっております。
掛金を納めるだけで企業の実態にあった退職金制度を手軽に持つことができます。
掛金の一部を国が助成します。
新しく中退共制度に加入する事業主に.....掛金月額1/2(従業員ごと上限5,000円)を加入後4か月目から1年間
〔注〕適格退職年金制度から移行する事業主は新規加入助成の対象にはなりません。
掛金月額を増額する事業主に.....増額分の1/3を増額月から1年間。(増額前の掛金月額が18,000円以下の場合。)

パートタイマーの方も加入できます。
掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税になります。
過去の勤務期間通算や企業間を転職した場合などの通算ができます。
退職金は一時金払いのほか一定の要件を満たしていれば全額または一部を分割して受け取ることができます。

一 加入できる企業一
この制度に加入できるのは、次の中小企業です。

一般業種(製造・建設業等)	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数 300人以下 または 資本金・出資金 3億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 1億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下	常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下

〔注〕常用従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者、②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

一 掛金の種類一
月額5,000円から30,000円までの16種類です。
5,000円・6,000円・7,000円・8,000円・9,000円・10,000円・12,000円・14,000円・16,000円・18,000円・20,000円・22,000円・24,000円・26,000円・28,000円・30,000円
また、パートタイマー等、短時間労働者(1週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ30時間未満の従業員)は、2,000円・3,000円・4,000円の特例掛金でも加入できます。
一 加入の手続き一
所定の申込書に記入・押印のうえお近くの金融機関または委託事業主団体へ申込んで下さい。
一 お問い合わせ先一
各商工会・商工会連合会
平成16年・17年度は加入促進モデル県となっております。